

奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第三十三号

奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年十二月奈良県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第四項及び第三十八条第三項中「の学部で」を「（短期大学を除く。）において」に改める。

第四十条第一号中「者」の下に「（学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。第五十五条第二項第一号及び第六十一条第一号において同じ。）」を加える。

第五十五条第二項第五号中「学校教育法の規定により、」を「教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）に規定する」に、「となる資格」を「の免許状」に改め、同項第六号ア中「者」の下に「（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加える。

第五十九条第四項中「の学部で」を「（短期大学を除く。）において」に改める。

第六十一条第四号中「の学部で」を「（短期大学を除く。次号において同じ。）において」に改め、同条第五号中「の学部で」を「において」に改め、同条第九号中「学校教育法の規定により」を「教育職員免許法に規定する幼稚園」に、「となる資格」を「の免許状」に改める。

第六十九条第十五項中「の学部で」を「（短期大学を除く。）において」に改める。

第九十三条第三項及び第一百一条第四項中「学校教育法の規定による大学の学部で」を「学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。以下この項において同じ。）において」に、「同法の規定による大学の学部で」を「同法の規定による大学において」に改める。

第一百三十三条第三号中「者」の下に「（学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加え、同条第四号中「学校教育法の規定による大学の学部で」を「学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。以下この号において同じ。）に

において」に、「同法の規定による大学の学部で」を「同法の規定による大学において」に改め、同条第八号中「学校教育法の規定により、」を「教育職員免許法に規定する」に、「となる資格」を「の免許状」に改める。

附則第十四条中「(昭和二十四年法律第四百十七号)」を削る。

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。